

水害・土砂災害の 避難確保計画

【施設名： 】

令和 年 月 日 作成

目 次

真岡市へ提出する書類

1	計画の目的	P. 1	様式 1
2	計画の報告	P. 1	様式 1
3	計画の適用範囲	P. 1	様式 1
4	防災体制	P. 2	様式 2
5	情報収集・伝達	P. 3	様式 3
6	避難誘導	P. 4	様式 4
	施設周辺の避難経路図	P. 5	別紙 1
7	避難の確保を図るための施設の整備	P. 6	様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	P. 6	様式 5

個人情報等を含むため適切に管理 ※市への提出は不要

9	防災教育及び訓練の年間計画	P. 7	様式 6
10	施設利用者緊急連絡先一覧表	P. 8	様式 7
11	施設内緊急連絡網	P. 9	様式 8
12	外部機関等への緊急連絡先一覧表	P. 9	様式 8
13	対応別避難誘導方法一覧表	P. 10	様式 9
14	防災体制一覧表	P. 11	様式 10

自衛水防組織を設置する場合のみ作成 ※作成した場合は様式11のみ市へ提出

15	自衛水防組織の業務に関する事項	P. 12	様式 11
	自衛水防組織活動要領（案）	P. 13	別 添
	自衛水防組織の編成と任務	P. 14	別表 1
	自衛水防組織装備品リスト	P. 15	別表 2

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項、土砂災害防止法第8条の2第1項に基づくものであり、水害時や土砂災害発生時における本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成または必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項、土砂災害防止法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約()名	約()名	約()名	約()名
夜間	約()名	約()名		

【本施設で想定される災害の確認】

※該当する内容に☑してください。

洪水浸水想定区域	☐ 指定されている	☐ 鬼怒川	浸水深()m
		☐ 小貝川	浸水深()m
☐ 五行川		浸水深()m	
	☐ 指定されていない		
土砂災害警戒区域等	☐ 指定されている	☐ 土砂災害警戒区域	
		☐ 土砂災害特別警戒区域	
	☐ 指定されていない		
屋内安全確保※	☐ 可	本施設は想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない。	
	☐ 不可		

4 防災体制

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

※該当する内容に☑し、必要事項を記入してください。

体制	判断時期	活動内容	対応者
警戒レベル2	注意体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨や台風接近が予想されるとき 真岡市に「大雨・洪水注意報」が発表された場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">氾濫注意水位</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 鬼怒川(石井地点) 1.50m <input type="checkbox"/> 小貝川(鉄道橋下地点) 1.50m <input type="checkbox"/> 小貝川(三谷地点) 1.80m <input type="checkbox"/> 五行川(妹内橋地点) 1.90m の水位が「氾濫注意水位」に達したとき	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等の情報収集 情報班
警戒レベル3	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 真岡市に「大雨警報」「洪水警報」が発表されたとき 土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」になったとき 真岡市が「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令したとき <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">避難判断水位</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 鬼怒川(石井地点) 2.60m <input type="checkbox"/> 小貝川(鉄道橋下地点) 2.10m <input type="checkbox"/> 小貝川(三谷地点) 2.90m <input type="checkbox"/> 五行川(妹内橋地点) 2.70m の水位が「避難判断水位」に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等の情報収集 保護者・家族等への事前連絡 使用する資器材の準備 要配慮者の避難誘導 情報班 情報班 避難誘導班 避難誘導班
警戒レベル4	非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 真岡市に「土砂災害警戒情報」が発表されたとき 土砂災害の危険度分布が「非常に危険(うす紫)」になったとき 真岡市から「警戒レベル4 避難指示」が発令されたとき <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">氾濫危険水位</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 鬼怒川(石井地点) 3.30m <input type="checkbox"/> 小貝川(鉄道橋下地点) 2.60m <input type="checkbox"/> 小貝川(三谷地点) 3.20m <input type="checkbox"/> 五行川(妹内橋地点) 3.20m の水位が「氾濫危険水位」に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> 施設全体の避難判断及び指示 施設内全体の避難誘導 避難誘導班 避難誘導班

6 避難誘導

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。

ただし、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、状況に応じて、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合は屋内安全確保を図るものとする。その場合、施設に備蓄物資を準備する。

なお、避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

※該当する内容に☑し、必要事項を記入してください。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	()	() m	<input type="checkbox"/> 徒歩
			<input type="checkbox"/> 車両 () 台
屋内安全 確保 (垂直避難)	<input type="checkbox"/> 施設内の () 階に移動		
	<input type="checkbox"/> 近隣の施設の () 階に移動		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、「別紙1 施設周辺の避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況を確認し、安全で確実な移動手段であるか検討する。

徒歩による避難誘導にあたっては、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

① 避難場所へ避難の場合

- ・避難場所までの移動は、車両 () 台) によるものとする。
- ・施設からの未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

② 施設内避難の場合

- ・施設内避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・自立歩行不能者の搬送方法は、担架及びストレッチャー等によるものとする。
- ・施設内の未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

【施設周辺の避難経路図】

洪水時（土砂災害警戒時）の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深（土砂災害警戒区域等）から、以下の場所とする。

避難場所	名称	
	住所	

※避難場所及び避難経路については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

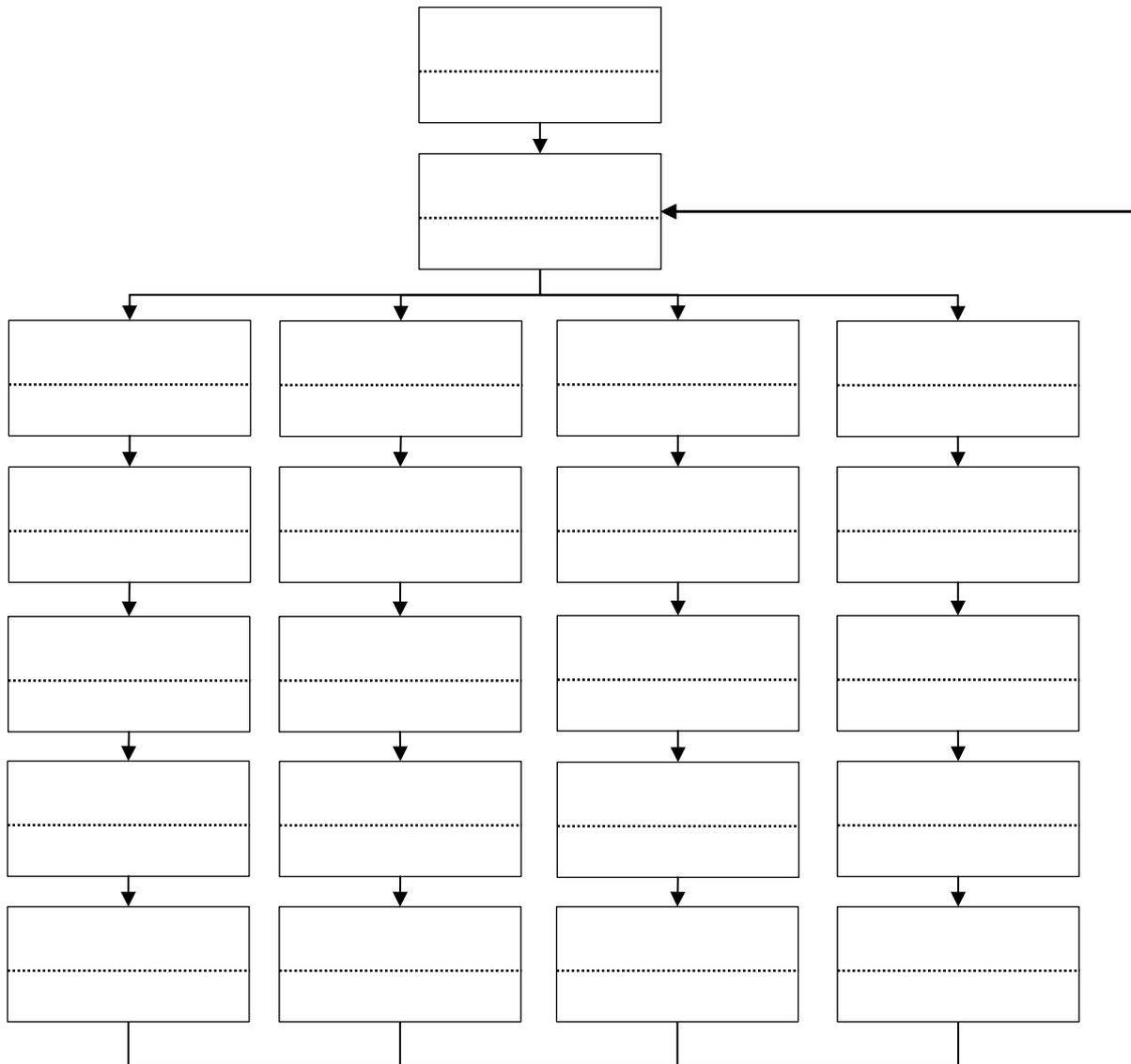
9 防災教育及び訓練の年間計画

<p>防災体制の確立・避難確保計画の年度版作成</p> <p>情報班・避難誘導班の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。</p>	<p>実施予定 月日 (月 日)</p>	
<p>施設職員への防災教育</p> <p>○避難確保計画等の情報の共有 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承など</p>	<p>実施予定 月日 (月 日)</p>	
<p>施設利用者への防災教育</p> <p>○水害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する保護者、家族への説明 など</p>	<p>実施予定 月日 (月 日)</p>	
↓		
<p>通所施設</p> <p>情報伝達訓練</p> <p>○施設職員の緊急連絡網の試行 ○保護者への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行 など</p> <p>保護者への引き渡し訓練</p> <p>○保護者の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測 など</p>		<p>実施予定 月日 (月 日)</p>
<p>実施予定 月日 (月 日)</p>		
<p>入所施設</p> <p>情報伝達訓練</p> <p>○施設職員の緊急連絡網の試行 ○家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行 など</p> <p>従業員の非常参集訓練</p> <p>○施設職員の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全施設職員の参集にかかる時間の計測 など</p>		<p>実施予定 月日 (月 日)</p>
<p>実施予定 月日 (月 日)</p>		
↓		
<p>避難訓練</p> <p>○防災体制と役割分担の確認、試行 ○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測 など</p>	<p>実施予定 月日 (月 日)</p>	
<p>実施予定 月日 (月 日)</p>		
<p>実施予定 月日 (月 日)</p>		
↓		
<p>避難確保計画の更新</p> <p>避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。</p>	<p>実施予定 月日 (月 日)</p>	

10 利用者緊急連絡先一覧表

施設利用者			緊急連絡先				その他 (緊急搬送先等)
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

11 施設内緊急連絡網



12 外部機関等への緊急連絡先一覧表

機関名	電話番号	ファクス	備考
真岡市くらし安全課	0285-83-8396	0285-83-8392	

13 対応別避難誘導方法一覧表

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

避難所へ移動

1. 単独歩行可能 2. 介助必要 3. 車いすを使用 4. ストレッチャーや担架が必要 5. その他

その他の対応

6. 自宅に帰宅 7. 自宅へ送る 8. 家族へ引き渡し 9. 病院に搬送 10. その他

14 防災体制一覧表

施設管理者	[]
(代行者)	[]

	担当者	役割
情報班	班長 [] 班員 [] 名 ・ [] ・ []	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等の情報収集 ・ 情報内容の記録 ・ 館内放送等による情報伝達 ・ 関係者及び関係機関との連絡

	担当者	役割
避難誘導班	班長 [] 班員 [] 名 ・ [] ・ []	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導の実施 ・ 未避難者、要救助者の確認

15 自衛水防組織の業務に関する事項

(1) 設置

別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 訓練

自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ・毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。
- ・毎年5月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 報告

自衛水防組織を組織または変更したときは、遅滞なく、当該事項を市長へ報告する。

別添「自衛水防組織活動要領（案）」

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、統括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1 自衛水防組織の編成と任務

統括管理者	[]
(代行者)	[]

	担当者	役割
情報班	班長 [] 班員 [] 名 ・ [] ・ []	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況の把握 ・ 気象情報、洪水予報、水位・土砂等の情報収集 ・ 情報内容の記録 ・ 館内放送等による情報伝達 ・ 関係者及び関係機関との連絡

	担当者	役割
避難誘導班	班長 [] 班員 [] 名 ・ [] ・ []	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導の実施 ・ 未避難者、要救助者の確認

別表2 自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料